

国士館大学同窓会東京都支部会則

第1章 総 則

第1条（名 称）

本会は国士館大学同窓会東京都支部と称する。

第2条（目 的）

本会は建学の精神を尊び、社会に貢献し、会員相互の融和互助を図り、併せて学生の支援と母校発展に寄与することを目的とする。

第3条（事 務 局）

本会は、事務局を東京都世田谷区若林4-31-10国士館大学同窓会本部内に置く。

第4条（会 員）

本会は、国士館大学、同短期大学及び同旧制専門学校（含む至徳専門学校）、（以下、「母校」という。）に入学又は卒業した者で東京都内に在住または在勤者を以て会員とする。
2 懲戒により退学となった者は除名する。

第2章 事 業

第5条（事 業）

本会は第2条の目的を達成するため次の各号に定める事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡に関する事項
- (2) 会員名簿及び新聞等の発行に関する事項
- (3) 会員の福利厚生に関する事項
- (4) 母校の発展援助に関する事項
- (5) その他、本会が必要と認めた事項

第3章 機 構

第6条（設置機関）

本会に、次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第7条（総会の構成及び開催）

総会は本会の最高議決機関であり、議決権を有するすべての会員を持って構成し、通常総会は年1回（原則として5月）開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第8条（総会の任務）

総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 予算、決算に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 役員選出に関する事項
- (4) 会則及び規程（総会の議決を要件とするもの。）の改正に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する事項

2 総会は、必要に応じ、前項各号に定める事項の審議及び議決を当該総会の議決をもって理事会に委任することができる。

3 総会は、あらかじめ提出された議案書に掲げられた案件のみについて審議、議決する。ただし、当該議案書に掲げられていない動議案件であっても、議長提案として総会が承認したものについては、審議し議決することができる。

第9条（理事会）

理事会は、会則第13条第1項（3）から（11）に規定する役員をもって構成し、原則として3箇月に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催する。

2 理事会は、次の各号に掲げる業務を決する。

- (1) 総会に付議すべき議案の作成に関する事項
- (2) 予算案の編成及び決算書の作成に関する事項
- (3) 第5条に関する本会の事業運営上必要な企画立案及び実施に関する事項
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) 諸団体の登録及び抹消に関する事項
- (6) 会員の諸活動に係る援助金に関する事項
- (7) 役員の新補充及び解任に関する事項
- (8) その他総会から委任された事項及び理事会が必要と認めた事項

3 3分の1以上の理事が理事会の開催を請求したときは、会長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会に、本会の事業運営の必要に応じて当該事業の企画、立案を検討する専門委員会を置き、委員は理事会を構成する役員をもって充てる。

5 理事会は、必要がある場合、本会の会員のうちから前項の委員を委嘱することができる。

6 専門委員会は、理事会から諮問を受けた事項について検討・審議し、結果を常任理事会に報告する。

7 第14条に規定する役員の代理人は出席できない。

第10条（常任理事会）

常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長、会計をもって構成し、理事会とは別に適宜開催する。

2 常任理事会は、次に掲げる業務を決し又は執行する。

(1) 総会及び理事会の議決事項の執行

(2) 緊急を要する業務及び理事会から委任を受けた業務を決し、執行する。この場合、理事会にその執行状況を報告し、承認を得なければならない。

3 常任理事会は、中・長期の事業計画及び理事会から委任された事項及び専門委員会から報告を受けた事項について審議し、理事会へ報告する。

第11条（会議の定足数）

本会の各会議の定足数（議事を進め議決するのに必要な最小限の構成員数で、会議の全時間を通じて必要）は、次のとおりとする。

(1) 本会の理事会、常任理事会各会議の定足数は2分の1とする。

(2) 総会における会則及び規程の改正については定足数を出席者の3分の2とする。

第12条（議長及び議決）

総会は副会長がその議長となり理事会は理事長がその議長となる。

2 議決は、各会議出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 役員

第13条（役員）

役員には次の各号に定める役職者を置く。

(1) 相談役

(2) 顧問

(3) 会 長	1名
(4) 副 会 長	4名
(5) 理 事 長	1名
(6) 副理事長	1名
(7) 常任理事	若干名
(8) 事務局長	1名
(9) 会 計	1名
(10) 理 事	若干名
(11) 監 事	2名

第14条（役員を選出及び解任）

役員は次の各号の定めにより選出する。

(1) 本会の相談役は会長経験者、顧問は本会に特に功労のあった会員の中から理事会に諮り、会長が委嘱し総会に報告することができる

(2) 会長及び副会長は理事の中より互選し、総会の承認を得るものとする

(3) 理事長、副理事長、事務局長および会計は常任理事の中より互選し、理事会の議決を経て会長が任命する

(4) 理事は学部および卒業年度より必要に応じ理事会で選出し、総会において承認されるものとする

(5) 常任理事は理事の中より互選し、理事会の議決を経て会長が任命する

(6) 監事は理事会が選出し、総会の承認を得るものとする

(7) 常任理事は、理事の中より互選とする

2役員は次の各号の定めにより解任する。

(1) 法令・会則違反、心身の故障があるとみなされるときは、理事会の議決を経て会長が任務停止を指示し、総会に事案を報告して解任の承認を得るものとする

(2) 職務への著しい不適任があるとみなされるときは、理事会の議決を経て会長が任務停止を指示し、総会に事案を報告して解任の承認を得るものとする

(3) 本会への敵対行為があるとみなされるときは、理事会の議決を経て会長が任務停止を指示し、総会に事案を報告して解任の承認を得るものとする

第15条（役員の仕事）

役員の仕事は次の各号に定めるところとする。

(1) 名誉会長・相談役および顧問は必要に応じて会長に意見を述べるすることができる。

(2) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(4) 理事長は、会長を補佐し、理事会を推進する。

- (5) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (6) 常任理事は、会長を補佐し、会務を処理する。
- (7) 事務局長は、会長を補佐し、本会の事務を統括する。また、必要に応じて補佐を置くことができる。
- (8) 会計は、会長を補佐し、経理を担当する。また、必要に応じて補佐を置くことができる。
- (9) 理事は、会長を補佐し、会則の定めるところにより本会の業務を行う。
- (10) 監事は、本会の業務及び経理を監査し、総会及び理事会に出席して意見を述べ、監査結果により不整のあるときは、会長に対して勧告をし、改善を義務づける。

第16条（役員任期）

役員任期は2年とし重任を妨げない。

第5章 会 計

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条（会費、その他）

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあたる。

第19条（会計監査）

会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 期末残高証明書
- (4) 領収書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第3条の事務局に備え付けておかなければならない。

第6章 雑 則

第20条（細 則）

この会則を施行するために必要な細則は理事会がこれにあたる。

第21条（変更）

この会則の変更は、総会の議決を経てこれを行う。

第22条（元号変更）

元号変更（昭和64年1月7日から平成元年1月8日）に伴い、呼称を改める。

2 前16条の会計年度の変更に伴い、昭和63年11月及び12月を平成元年度に加え、14ヶ月とする。

3 元号変更（平成31年5月31日から令和元年6月1日）に伴い、呼称を改める。

第23条（付則）

この会則は、昭和51年11月23日より施行する。

昭和51年11月23日制定

昭和52年11月23日改定

昭和53年11月23日改定

昭和54年12月1日改定

昭和57年11月23日改定

昭和62年12月12日改定

平成元年1月28日改定

平成2年1月27日改定

平成15年1月25日改定

平成15年6月29日改定

平成18年6月24日改定

令和元年6月23日改訂

令和4年10月1日改訂

令和5年7月22日改訂